

議案第70号

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例

大田原市印鑑条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第13条の2」を「一第13条の3」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（個人番号カードによる印鑑登録証）

第7条の2 市長は、申請により、前条に規定する印鑑登録証に替えて、印鑑の登録を受けている者を識別するための機能を付した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定するカードをいう。以下「個人番号カード」という。）を交付する。

2 前項の規定により交付を受けた個人番号カードは、印鑑登録証とみなし、番号法に特別の定めのある場合を除き、その交付手続及び利用方法については、この条例の規定を適用する。

（個人番号カードによる印鑑登録証の有効期限）

第7条の3 個人番号カードによる印鑑登録証の有効期限は、個人番号カードの有効期限と同一とする。

第13条の2中「印鑑登録証明書」を「印鑑登録証に、印鑑登録証明書」に、「みなす」を「し、当該自動交付機からの出力により、印鑑登録証明書を交付する」に改める。

第3章中第13条の2の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第13条の3 前2条の規定にかかわらず、第7条の2の規定により印鑑登録証の交付を受けている者は、個人番号カードを利用し暗証番号を入力することにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

2 前項の場合において入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条の2の改正規定 公布の日

(2) 第7条の次に2条を加える改正規定 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(3) 目次の改正規定及び第3章中第13条の2の次に1条を加える改正規定 平成28年2月1日